

## 佐賀県有料広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。ただし、佐賀県財務規則（平成4年規則第35号）の規定に基づき契約に関し一般競争入札の方法によることとされる場合並びに広告掲載に関し別に定めのある場合を除く。

### (目的)

第2条 県の資産への広告掲載は、民間企業等との協働により県の新たな財源を確保し、県民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県の資産 県が所有権その他の権利を有し、又は有することとなる財産、物品その他の物件をいう。
- (2) 広告媒体 県の資産のうち広告募集を行うものをいう。
- (3) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。
- (4) 所管課等 県の資産の管理、保管、取得、実施等を所管する所属をいう。
- (5) 財産管理者 公有財産規則第3条に規定する課等の長をいう。

### (広告全般に関する基本的な考え方)

第4条 県の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

### (広告掲載基準)

第5条 広告掲載は、県の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ県の資産の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告を掲載できる広告主及び広告媒体に掲載できる広告内容に関する基準は、別に定める。

### (広告掲載料)

第6条 広告掲載は有料とし、別に定めがある場合を除き募集にあたっての広告掲載料は、所管課等の長が広告媒体ごとに定める。

### (広告媒体、広告の規格及び広告掲載場所等)

第7条 広告掲載を行う広告媒体、広告の規格、広告掲載場所、広告募集方法及び選定方法その他広告事業の実施に関し必要な事項については、所管課等の長が別に定める。

### (広告審査会)

第8条 広告主及び広告内容を審査するため、広告媒体ごとに広告審査会を設置する。

2 広告審査会は、所管課等の長及び所管課等の長が指名する関係課の職員3名以上をもって構成し、前項に定める事由が生じた場合に開催する。

3 所管課等の長は、必要があると認めるときは、広告審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 広告審査会は、広告内容が第5条第2項の基準を満たさない場合には、広告主に対して広告内容の修正を求めることができる。

#### (広告主の責任)

第9条 広告内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 前項に関する経費は、広告主の負担とする。

3 掲示物等で、設置及び撤去の費用が必要な場合、別に定めがある場合を除き当該経費は、広告主の負担とする。

4 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、県に損害を与えた場合は、県の請求によりその損害を賠償するものとする。

#### (広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、広告掲載料を県が指定する日までに、県が発行する納入通知書により納付するものとする。

#### (広告掲載の取消し等)

第11条 所管課等の長は、次の各号のいずれかに該当するときには、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消し、又は中止することができる。

(1) 広告主が県の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき

(2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき

(3) 広告の申込みに当たって、虚偽の内容があったとき

(4) 広告主の倒産・破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき

(5) 広告主が書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき

(6) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(7) 広告主が第5条第2項の基準に適合しないことが判明したとき、又は広告審査会が同項の基準に適合しないと判断したとき。

(8) 広告内容等について、広告主が第8条第4項の規定に基づく修正を行わないとき、又は修正後の内容がなお第5条第2項の基準に適合しないと広告審査会が判断したとき。

#### (広告掲載料の返還)

第12条 前条の規定により広告掲載を取り消し、又は中止したときその他広告主の責に帰す理由により広告の掲載ができなかったときは、県は、納付された広告掲載料を返還しない。

2 県の責めに帰す理由により、広告の掲載ができなかったとき、又は中止したときは、当該掲載しなかった期間に応じた広告掲載料を広告主に返還する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、県の資産への広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

2 県の資産への広告掲載が、この要綱により難しい場合は、必要な事項について所管課等の長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 3 月 27 日から施行する。